

91	傍聴者の増加による議会活性化		議会 地方議会の活性化
団体名	おおあらいまち 大洗町(茨城県)	人口	18,272人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大洗町議会では、議会傍聴者の増加を目指し、ダイレクトメールによる開催案内、パワーポイントを利用した映像による説明、日曜日の議会開催などの工夫。</li> <li>○ その結果、傍聴席がほぼ満席となり、一般質問の登壇者が3割から8割に増えたなど、議会の活性化に寄与。</li> </ul>		
背景・目的	<p>大洗町では、平成19年の議員改選を契機に、より「開かれた議会・信頼される議会を作る」ために、議会活性化を進めてきた。議会活性化を図るため、傍聴者の増加策などの取組が議員主導により行われている。</p>		
内容	<p>傍聴者の増加策として、平成20年より町内の各団体に対し議会開催の案内と傍聴をお願いするダイレクトメールを発送しているほか、「仕事の関係から平日は傍聴に行けない」との声に応えて、毎年度継続的に土曜日や日曜日に議会を開催するなどしている。</p> <p>また、傍聴者が聞いて分かりやすくするために、画像で説明できるようにパワーポイント等の利用を認めるなどの工夫を行っている。</p> <p>そのほか、傍聴者には、議案等議会配布資料の全てと、傍聴しての感想を記載するアンケート用紙を配布している。アンケートには議場における議員、町幹部の発言や態度等について、極力実名で書いてもらい、会議終了時に回収し、各議員と町長に配布している。</p> <p>アンケートで、議場の設備面での不備(音響、バリアフリー)が指摘され、改善した。また、アンケートで指摘された当事者には、励まし、または反省材料として大きな影響を与えている。なお、議会便りには「傍聴者の声」として、その一部を掲載している。</p>		
効果	<p>このような取組の結果、傍聴席がほぼ満席となり、平成24年7月から平成25年6月までの傍聴者数は総数330名(全国平均66.2名(調査対象:930町村議会。H25年全国町村議会議長会調べ))となった。傍聴者の増加に伴い、議論の充実が図られており、これまで3割程度で行っていた一般質問も約8割の議員が登壇するようになるなど、議会の活性化につながっている。</p> <p>町民からは「一般質問を傍聴したが、議会改革が着実に成果をあげていると感じた」といった感想が寄せられている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大洗町議会事務局  <a href="http://www.town.oarai.lg.jp/subtop.html?id=4">http://www.town.oarai.lg.jp/subtop.html?id=4</a></p>		

92	議会改革の推進		議会 地方議会の活性化
団体名	三重県	人口	1,871,619人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三重県議会は、分権時代を先導する議会を目指すことを基本理念として、平成18年12月、議会基本条例を制定（都道府県初）するなど、議会改革に積極的取組。</li> <li>○ 独自の政策立案や政策提言に取り組むため、議会基本条例に基づく検討会等を設置したほか、全国の地方議会との交流・連携を深めるため、「全国自治体議会改革推進シンポジウム」等を開催。</li> <li>○ 平成6年3月から平成25年6月まで15本の議員提出による政策条例を制定。積極的な情報発信や全国の地方議会等との交流・連携により、議会改革の取組が他団体にも波及。</li> </ul>		
背景・目的	<p>平成14年3月、三重県議会は、分権時代を先導する議会を目指すことを基本理念とする「三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議」を全会一致で議決した。平成18年12月には、都道府県で初めて議会基本条例を制定するなど、議会改革に積極的に取り組んでいる。</p>		
内容	<p>「三重県議会基本条例」においては、基本理念として「議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする」とされ、議会活動の基本方針として、①積極的な情報公開と県民が参画しやすい開かれた議会運営、②議会の本来の機能である政策決定、知事等の事務執行についての監視・評価、③提出された議案の審議・審査、独自の政策立案や政策提言、④議会改革の推進、他の自治体の議会との交流・連携について規定している。</p> <p>このような基本方針に基づき、議会基本条例に基づく検討会等を設置するなどして、知事及び執行機関から提出された議案の審議だけでなく、住民本位の立場から、独自の政策提言や条例案などの政策立案を行っている。平成24年度には、議員提出条例検証特別委員会を設置し、議員提出条例が議会の意思どおりに執行されているか、また、その内容が時間の経過とともに県民の意識や社会情勢等からかい離していないかについて、検証を行った。</p> <p>また、三重県議会の取組を積極的に情報発信とともに、全国の地方議会との交流・連携を深め、改革の輪を広げる取組として、「全国自治体議会改革推進シンポジウム」を開催し、改革を目指す議会との交流を行っている（平成17年1月以降、7回開催）。</p>		
効果	<p>独自の政策立案の取組を進めた結果、平成6年3月から平成25年6月まで15本の議員提出による政策条例を制定している。</p> <p>また、住民に開かれた、住民の立場に立った議会運営をすることで、住民の政治参加、執行部に対しての監視機能を高めているほか、積極的な情報発信や全国の地方議会等との交流・連携により、三重県議会の議会改革の取組が他団体にも波及しており、平成25年3月時点で25都道府県が議会基本条例を制定している。</p>		
担当課 関連サイト	<p>三重県議会事務局企画法務課  <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/">http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/</a></p>		

93	市民に開かれた議会		議会 地方議会の活性化
団体名	とばし 鳥羽市(三重県)	人口	21,177人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥羽市議会では、平成19年の議員改選以降、市民に開かれた議会とするため、議会報告会の開催、議会基本条例の制定などの議会改革や、全国初となるツイッター導入、議会のインターネット中継など、ICTによる情報発信を推進。</li> <li>○ 議会報告会は、毎年度、約30回開催、約600人の参加者（平成21年度～25年度の平均）。議会のインターネット中継やツイッターによる情報発信は、議会の活性化に寄与（平成26年3月現在、ツイッターのフォロワー数：1,293）。</li> </ul>		
背景・目的	<p>鳥羽市議会では、平成19年の議員改選以降、市民に開かれた議会とするため、議会報告会の開催、議会基本条例の制定などの議会改革や、全国初となるツイッター導入、議会のインターネット中継など、ICTによる情報発信を進めている。</p>		
内容	<p>議会報告会は、議会基本条例の制定に先立ち、平成21年度から始めており、離島には船で出かけ、泊まりがけでの報告会を行ってきた。平成25年度は、10月から12月にかけて27箇所で開催し、「離島への連絡船の便数増加」など、154件の要望が市民から提出された。</p> <p>議会基本条例は、平成22年12月に制定し、議会のすべての会議の原則公開や、議会報告会・意見交換会の開催などを規定した（平成23年4月施行）。</p> <p>議会状況は、ネット中継を行うほか、ツイッターで議会開催情報などを発信している。特に、ツイッターについては、利用者は一度フォローすると情報を受け取り続けることができ、また、リツイートによる情報拡散機能もあり、利用者、議会関係者双方にとって便利なツールになっている。</p> <p>議会の運営についても、多くの議員が議場にパソコンやタブレット端末を持ち込み、スライドや写真を使って質問を行い、それをインターネット中継することで、市民に分かりやすい情報発信を行っている。</p>		
効果	<p>積極的な情報公開や市議会に関するアンケートの実施、市民参加の推進、議員間の自由かつ達な討議の促進、IT化などの議会改革の取組は、議会改革の先進事例として、幅広い団体から評価を受けるに至った。</p> <p>議会報告会は、毎年度、約30回開催、約600人の参加者があり（平成21年度～25年度の平均）、住民からは「議会報告会や意見交換会はいいことだ。回数を多くして、各地でやってほしい」という声が寄せられている。</p> <p>議会の様子をインターネット中継することで、市民から「議員は市だけでなく、全国や世界にも中継されているということを考えて発言すべき」などの意見が寄せられているほか、ツイッターのフォロワーが着実に増加（平成26年3月現在で1,293）するなど、議会の活性化につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>鳥羽市議会事務局  <a href="http://www.city.toba.mie.jp/shisei/shigikai/index.html">http://www.city.toba.mie.jp/shisei/shigikai/index.html</a></p>		

94	県と市町村の機能合体		推進体制等 地方公共団体間の協働
団体名	秋田県	人口	1,076,205人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋田県では、県と市町村で重複する業務を一体化し、効果的・効率的な事務事業を推進するため、平成22年度から「県と市町村の機能合体」を推進。</li> <li>○ 横手市と平鹿地域振興局の執務室のワンフロア化、道路の交換除雪の実施、滞納整理など9分野にわたる取組により、住民サービスの向上、効果的・効率的な行政に寄与。</li> </ul>		
背景・目的	<p>秋田県では、人口減少と少子・高齢化(出生率:全国47位(平成24年度)、高齢化率:全国1位(平成24年度))が急速に進んでおり、雇用情勢も厳しく(1人当たり県民所得:全国42位(平成22年度))、将来的に住民サービスを維持していくためには事業の取捨選択や重点化、行財政改革を進めていく必要があるが、職員数を既にギリギリまで縮小している市町村にとって、単独での行革には限界がある。</p> <p>そこで、平成22年度から、県と市町村で重複する業務を一体化し、サービス水準を維持しつつ効果的・効率的に行い、持続可能な地域づくりを実現する、「県と市町村の機能合体」を進めている。</p>		
内容	<p>県と市町村の機能合体の取組として、9分野の具体的取組を進めている。</p> <p>例えば、県の出先機関である平鹿地域振興局と、市町村合併により管轄区域が同一となった横手市において、これまで別々に行っていいた観光、商工、建設等の分野で執務空間のワンフロア化に取り組んだ。特に建設分野では、県で行っていた大型建造物等の建築確認業務等を含む全ての建築確認業務を市に一元化し、さらに、平成25年11月に市の建設部の全ての部署が平鹿地域振興局に入居し、県・市の連携強化を図った。</p> <p>道路維持管理についても、県と市町村が連携して実施している。例えば、道路除雪について、従前は県・市町村の管理区分により非効率な作業の区間が発生していたが、県と市町村が交換除雪を実施(平成24年度は県が市町村道を78.4km、市町村が県管理道路を74.5kmをそれぞれ除雪)することにより、効率的な道路除雪が可能になった。加えて、県と市町村との間で道路ネットワークの協働に関する協定を締結し、パトロールの一体化を行い、平成24年度は23路線115.1kmで実施した。</p> <p>また、平成22年度に「秋田県地方税滞納整理機構」を立ち上げた。県と全市町村で運営し、市町村から依頼された地方税滞納事案について整理を進めている。機構は県庁内にオフィスを設け、12名で構成され、そのうち市町村からの派遣職員は8名となっている。今後は9分野のほかにも、取組を進めていくこととしている。</p>		
効果	<p>執務空間のワンフロア化により、同じフロア内で窓口を案内(例:県営住宅と市営住宅の案内)できるようになるなど、住民サービスの向上につながっているほか、道路の一体管理等、類似・重複する業務が効率化された。また、市町村から引き継いだ滞納案件の整理を行うことで、市町村税の徴収額を確保するとともに、市町村職員の収税スキルアップにもつながっている。</p>		
担当課 関連サイト	秋田県企画振興部市町村課 <a href="http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1256882659913/index.html">http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1256882659913/index.html</a>		

95	権限移譲の計画的な推進と情報発信		推進体制等 権限移譲、推進体制の整備等
団体名	栃木県	人口	2,010,934人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栃木県では、分権型社会の実現に向け、市町への権限移譲を推進するため、平成18年5月に「栃木県権限移譲基本方針」を策定。円滑かつ効果的な移譲ができるよう、職員の人事交流や財源措置、事務処理マニュアルの作成などを支援。</li> <li>○ 平成26年4月現在で119法令(1,993項目)を移譲。住民に身近な自治体に権限を移し、住民が責任を持って決定できる行政の範囲を広げることで、分権型社会の実現に寄与。</li> <li>○ 併せて、地方分権の取組について住民の理解促進を図るため、年1回、毎年開催地を変えて「地方分権・地方自治フォーラム」を開催。平成25年3月のフォーラムには、県民・自治体職員約460名が参加。</li> </ul>		
背景・目的	<p>栃木県では、分権型社会の実現に向け、住民に身近な行政サービスはできる限り市町が担うことを基本とし、県は広域的課題への対応や市町間の連絡調整など、広域自治体として市町を積極的に支援していくこととした。</p> <p>このため、平成18年5月に「栃木県権限移譲基本方針」を策定し、県が主体となり、各市町と十分に協議しながら権限移譲を推進していくこととした。</p>		
内容	<p>当初、県の全権限(6,208項目)について、移譲に適するかどうかについて検討を行い、うち、972項目を移譲対象として選定し、市町村の規模を「中核市」「人口15万人以上の市」「人口7万5千人以上の市」「全市町村」に区分し、規模別に移譲可能な項目を定めたほか、関連権限をパッケージとして整理した。</p> <p>また、円滑かつ効果的な移譲ができるよう、職員の人事交流や財源措置、事務処理マニュアルの作成などの支援を行っている。</p> <p>平成23年5月、市町村合併の結果、基礎自治体の規模が拡大(平成16年4月現在49市町村 → 平成23年4月現在27市町)したことを受け、基本方針の改定を行い、上記のパッケージや規模別の区分を廃して、市町主体により権限移譲を推進することとした。</p> <p>現在の基本方針では、市町が自らの判断により移譲項目を選択し、県・市町の相互の合意に基づき、計画的に権限移譲を進めることを定めている。</p> <p>このような権限移譲など地方分権の取組について、住民の理解を促進するため、地方分権改革に関するパンフレットを発行している。パンフレットは、これまでの地方分権改革の経過や県の取組について、具体例や注釈付きで分かりやすく説明している。</p> <p>また、県と開催市町の共催で「地方分権・地方自治フォーラム」を年1回開催している。フォーラムは、毎年開催市町を変え、より多くの県民参加を図っている。フォーラムでは、地方分権に関する基調講演や、知事と開催地の首長、有識者によるパネルディスカッションを行い、その様子や講演録等は県のウェブサイトで公表している。</p>		
効果	<p>平成19年度から毎年度、計画的に権限移譲を進めた結果、平成26年4月現在で119法令(1,993項目)の権限が県内市町へ移譲された。例えば、平成21年4月、全市町へ違反屋外広告物の除却に関する事務を移譲したことで、地域と市町の連携の下、違法な張り紙等の除却活動を行えるようになった。住民に身近な自治体に権限を移し、住民が責任を持って決定できる行政の範囲を広げることで、分権型社会の実現につながっている。</p> <p>また、平成25年3月に開催された「地方分権・地方自治フォーラム」には、県民及び県内自治体職員が約460名参加した。</p>		
担当課 関連サイト	<p>栃木県総合政策部総合政策課  <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/pref/gyoukaku/bunken/1212638095046.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/pref/gyoukaku/bunken/1212638095046.html</a></p>		

96	政策法務体制の整備		推進体制等 推進体制の整備等
団体名	千葉県	人口	6,240,455人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 千葉県は、平成15年度に政策法務課への組織変更（都道府県で初）を行い、専任職員を配置し、県の様々な政策条例の企画立案段階からの支援を行うなど、政策法務に積極的取組。</li> <li>○ 政策法務課の立ち上げ後、平成26年3月末現在、18本（新規で15本、改正で3本）の自主条例を制定・改正したほか、政策法務課への法律相談は増加傾向にあり（H22年度：183件⇒H25年度：240件）、全庁的な法務支援に寄与。</li> </ul>		
背景・目的	<p>平成12年の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、自主立法の範囲が拡大し、法令の解釈や適用の最終責任を自治体自らが負うことになったことを受け、千葉県では、平成15年度に都道府県で初めて政策法務課を立ち上げた。</p> <p>また、平成20年度から、全庁的な政策法務の推進を支援するために「政策法務主任」を各部主管課に配置している。</p>		
内 容	<p>条例案の企画立案（立法事実の収集、制度設計）から法規審査に至るまで、政策法務課では担当課のサポートを行う体制が整備されている（平成26年4月現在、課員50名のうち、企画立案支援は5名、法規審査は7名の計12名が担当）。また、全庁的に取り上げる必要のある課題については、各部の次長級職員で構成する「政策法務委員会」で部局横断的に審議を行い、当該審議を踏まえ担当課が広い視点で条例案の策定を行えるようにしている。</p> <p>条例案策定のサポート以外にも、県職員向けに政策法務研修を行っているほか、必要に応じ県内市町村向けに研修を行い、市町村における政策法務の取組を支援している。</p> <p>さらに、平成20年度に配置した政策法務主任は、各課等と政策法務課との間の連絡調整を行うとともに、政策法務課と連携して、各課等からの相談に対応している。</p> <p>その他、毎年度3～4回程度、政策法務に関する情報を掲載した「政策法務ニュースレター」を発行している。政策法務ニュースレターには自治体関係の裁判例の解説等を掲載し、また県のホームページで公開していることから、他の自治体から参考になる旨の意見が寄せられている。</p>		
効 果	<p>政策法務課の立ち上げ後、平成26年3月末現在、18本（新規制定15本、改正3本）の自主条例を制定・改正している。</p> <p>政策法務課に寄せられる各課等からの法律相談は、政策法務主任制度の導入後、増加傾向にあり（183件（平成22年度）⇒240件（平成25年度））、全庁的な法務支援に寄与している。</p>		
担当課 関連サイト	<p>千葉県総務部政策法務課  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/">http://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/</a></p>		

97	県町村会による自治体クラウド		推進体制等 地方公共団体間の協働
	団体名 神奈川県町村情報システム 共同事業組合	人口	305,252人 ※13町1村人口の合計
事例の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神奈川県内の町村では、度重なる法改正に伴う情報システム改修等の費用負担に苦慮。このため、平成23年4月、神奈川県町村会の主導で一部事務組合を設立し、各町村で個別運用していた情報システムを共同化し、全14町村で利用。</li> <li>○ 情報システムの共同化により、費用の低減、業務の効率化、セキュリティ・耐震性等の向上などの効果。</li> </ul>		
背景・目的	<p>神奈川県内 14 町村では、近年、法改正等に伴う情報システムの開発・改修が頻発し、費用負担に苦慮していた。こうした中で、各団体の行政コストの圧縮や、業務効率化等を目的に、神奈川県町村会が主導する形で一部事務組合(神奈川県町村情報システム共同事業組合)を設立し、民間データセンターを活用したクラウドコンピューティングによる情報システム共同化を進めることとした。</p>		
内容	<p>神奈川県町村会では、平成 21 年から共同運用型情報システムの実現可能性について検討を開始し、平成 22 年に共同化方針について全町村で合意が成立した。平成 23 年 4 月、この合意に基づき、すべての構成町村が参加する一部事務組合を設立し、一部事務組合で情報システムに関連する事務を行っている。</p> <p>この情報システムは一部事務組合に参加する町村が利用することができ、そこには住民記録や住民税に関する情報、医療費助成などの福祉に関する情報など、幅広い行政サービスを行うための基本的な情報を管理・処理している。そして、各町村はデータセンターで動いているこの SaaS 型システムと専用回線で接続し、事務処理を行っている。</p> <p>システムの共同構築に向けて、神奈川県内 14 町村では、業務をパッケージソフトに合わせる原則で調整したが、全国版パッケージ仕様のまま運用することが困難と全町村が判断した機能は、神奈川県仕様にカスタマイズした。県仕様に対して町村個別のカスタマイズを希望する場合には、必要とする町村が費用を負担することとしている。</p>		
効果	<p>平成 23 年 10 月から平成 28 年 9 月までの 5 年間で、共同化しなかった場合に比べ、住民情報系システムと財務会計等の内部情報系システムの合計で、約 3 割のコスト削減(47 億円→32 億円(試算含む))が見込まれる。また、民間データセンターを活用することによりセキュリティ、ファシリティが強化された。加えて、記憶媒体の遠隔地保管により、事業継続性の向上が図られた。</p> <p>県内町村からは「データセンターの運営を、民間業者にアウトソーシングしたことにより、職員の負担が軽減され、その分、住民サービスを拡充することができた」などの声も出ている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>神奈川県町村情報システム共同事業組合  <a href="http://www.c2-kanagawa.jp/system/organization.html">http://www.c2-kanagawa.jp/system/organization.html</a></p>		

98	広域連携による地域づくり		推進体制等 地方公共団体間の協働
団体名	いいだし 飯田市(長野県)	人口	105,984人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飯田市は、周辺町村との役割分担、集約とネットワークの考え方に基づき、「南信州広域連合」「南信州定住自立圏」など様々な手法による広域連携を進めることで、持続可能な地域づくりを推進。</li> <li>○ 飯田市と周辺町村との連携により、休日夜間の救急医療体制の確保、他の市町村の図書館の利用も可能となるといった利用者サービス向上、JRと路線バスの効率的なアクセスが可能となるような地域公共交通のネットワーク化などの効果。</li> </ul>		
背景・目的	<p>飯田市は、遠州・東三河・東濃地域と境を接する南信州圏域の中央に位置し、四季折々の趣が美しい自然環境に恵まれた地である。中心部には、医療・教育機関、就労・購買環境等が数多くあり、南信州地域の中心として、多くの圏域住民を集めている。</p> <p>飯田市では、昭和44年の「飯伊地域広域市町村圏協議会」の設立など、周辺町村と広域連携を行ってきた歴史があるが、近年においても、平成11年の「南信州広域連合」、平成21年の「南信州定住自立圏」など、様々な手法をとることで、市町村間の役割分担、集約とネットワークの考え方に基づき、持続可能な地域づくりを進めている。</p>		
内容	<p>飯田市は、圏域全体を視野に入れ、定住に必要な都市機能の整備・提供や生活機能の確保・充実に努めるとともに、豊かで多様なライフスタイルを提案しつつ圏域への人材誘導を強力に推進する等、周辺地域の中で中心的な役割を果たしている。</p> <p>「南信州広域連合」は、文化圏、経済圏が同一である南信州地域14市町村から構成され、地域の将来像を共有化し、ごみ処理や消防など広域行政を推進する組織として、運営されている。</p> <p>「南信州定住自立圏」は、中心市である飯田市と、周辺13町村が、①生活機能の強化（医療、福祉、産業振興、環境、教育及び文化）、②結びつきやネットワークの強化（地域公共交通やICTインフラの整備等）、③圏域マネジメント能力の強化（人材育成等）を目的として、各々の分野に応じ、必要な協定（定住自立圏形成協定）を締結するものである。</p>		
効果	<p>定住自立圏形成協定の具体的な取組事例として、医療面では、地域中核病院である飯田市立病院と、他の病院・診療所等が連携して休日夜間の救急医療に当たることにより、圏域の救急医療体制を確保した（平成21年）。</p> <p>教育及び文化面では、図書館ネットワークシステムの構築により、利用者が他の市町の図書館も含めて、所蔵内容と貸出状態を検索でき、予約できるようにするなどサービス向上を図った（平成22年）。</p> <p>地域公共交通面では、圏域における公共交通の課題について調査・検証し、JR飯田線やバス路線等が効果的・効率的な運行となるよう調整を行うことで、公共交通の利便性を確保した（平成21年）。</p> <p>このような先進的な取組を学びに、フィールドスタディなどで飯田市を訪れる大学生は、年間600人を超えている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>飯田市総合政策部企画課  <a href="http://www.city.iida.lg.jp/life/5/20/106/">http://www.city.iida.lg.jp/life/5/20/106/</a></p>		

99	二重行政解消や権限移譲に向けた取組		推進体制等 権限移譲、推進体制の整備等
団体名	広島市(広島県)	人口	1,180,176人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島市では、住民の視点に立って二重行政の解消等を図るため、平成24年2月から、広島県との合同研究会を開催。</li> <li>○ 県・市の合同研究会では、例えば、中小企業支援に係る事務移管などで具体的な取組が進んでいるほか、第30次地方制度調査会答申で指摘された73事務についても、当事者として国の制度改正と並行して独自に移譲可能性の検証を実施。</li> <li>○ 移譲可能性の検証は、独自の権限移譲や迅速な移譲準備につながったほか、検証作業を通じ、職員の政策立案能力の向上に寄与。</li> </ul>		
背景・目的	広島市では、県と市がそれぞれ行っている類似の行政サービスを洗い出し、住民の視点に立って、県・市の連携や役割分担を整理することで、二重行政の解消等を図るため、平成24年2月から、県・市の合同研究会(「広島県・広島市連携のための合同研究会」)を開催している。		
内 容	<p>県・市の合同研究会では、7つの行政サービス分野(①産業振興、②観光振興、③公営住宅、④教育、⑤試験研究、⑥児童福祉、⑦スポーツ・レクリエーション)を対象として、県・市の連携や役割分担を整理している。</p> <p>例えば、産業振興においては、県・市(各々の中小企業支援センター)とも、広島市内に設けた窓口で相談業務等の中小企業支援を実施しており、業務の重複が見られた。県・市の合同研究会で検討した結果、広島市の周辺地域を含めた県西部地域における総合的な相談業務は市センターに移管することとし、県センターは技術・経営力評価支援等の専門的支援に特化するという役割分担を行うこととした(平成26年4月より実施)。このほか、公営住宅の管理運営の市への一本化、県・市の児童相談所の一体的運営など、二重行政解消のための取組を推進している。</p> <p>県・市の合同研究会では、第30次地方制度調査会答申において都道府県から指定都市へ移譲を検討するとされた73事務についても、国の結論を待つことなく、平成25年10月より、当事者として独自に移譲の可能性について検証を行った。この結果、国の法改正等により移譲されることとなった事務に加え、7事務(認定こども園の認定、地域医療支援病院の承認等)を独自に移譲することとした。</p> <p>また、広島市では、このような県との連携のほかにも、ハローワークと連携し生活困窮者への就労支援を図るため、平成25年1月、厚生労働大臣との間で「広島市雇用対策協定」を締結するなど、市民目線に立った雇用対策を推進している。</p> <p>さらに、能動的に地方分権に取り組む意識を職員に浸透させ、地方分権を総合的かつ積極的に推進するため、平成25年9月、市長を本部長とする「広島市地方分権推進本部」を設置している。</p>		
効 果	県・市が連携して、二重行政の解消等に向けた具体的な取組を実施することにより、住民サービスの向上が見込まれる。また、権限移譲について国と並行して独自に検証したことにより、国の検討では移譲とならなかつた事務についても、事務処理特例条例による移譲が可能となるとともに、法改正等による事務の移譲についての迅速・円滑な準備を行うことができた。さらに、全般的に権限移譲に向けた検討を重ねることで、職員の政策立案能力の向上にもつながった。		
担当課 関連サイト	広島市企画総務局分権・行政改革推進課 <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/000000000000/1373516373942/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/000000000000/1373516373942/index.html</a>		

100	予算要望から政策提言への移行		推進体制等 推進体制の整備等
団体名	徳島県	人口	785,001人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 徳島県では、地方分権改革により国と地方との関係が対等になったことを受け、従来型の国の予算に対する「要望・陳情」を、順次縮小、平成22年度には完全廃止し、県内の課題を解決するため、国に新たな制度の創設や改善を求める「政策提言」に変更。</li> <li>○ 政策提言の実施により、国と地方の関係について職員の意識改革も進み、「知恵は地方にあり」との積極的な姿勢から提言数は増加傾向（平成14年度：12件⇒平成24年度：160件）にあるほか、本州四国連絡道路の料金の見直しや食品の誤表示問題に対応するための都道府県の権限強化などの成果。</li> </ul>		
背景・目的	<p>徳島県では、かつては、他都道府県同様、国の予算の措置・配分を求める「要望・陳情」という形で、国に対して働きかけを行っていた。</p> <p>しかしながら、地方分権改革により国と地方との関係が対等になったことを受け、従来のような予算措置・配分を求める「要望・陳情」を順次縮小、平成22年度には完全廃止し、県内の課題を解決するため、国に新たな制度の創設や改善を求める「政策提言」に変更した。</p>		
内容	<p>「政策提言」は、現場の課題を熟知している方が、国の対策をただ待つのではなく、「知恵は地方にあり！」ということで、課題解決に向けた具体的な提案を現場目線で検討し、国に対して積極的かつ主体的に提言することに、その意義がある。</p> <p>その好例と言えるのが、高速道路料金において、本州四国連絡道路の料金設定が割高であったことから、この是正を求める政策提言を行った例である。本提言は関西広域連合や全国知事会における提言にもつながり、平成26年4月からの全国共通料金の導入につながった。</p> <p>また、全国的な食に関する「誤表示」問題を受けて、景品表示法に基づく調査権限や命令権限に関し、都道府県の権限強化についての政策提言を行った。</p> <p>このような政策提言の内容については、一般の方の理解を得られるよう、ホームページ上で分かりやすく公開している。</p>		
効果	<p>「地域のことは地域から解決を図るべく提言する」という政策提言に関する職員の意識が向上したこともあり、提言数は増加傾向にある（平成14年度：12件⇒平成24年度：160件）。</p> <p>本州四国連絡道路の料金設定については、徳島県の提言も踏まえ、平成26年4月より全国共通の料金が適用（例えば、神戸西～鳴門間（普通車・平日昼間）の料金：5,450円⇒3,280円）されることとなり、観光客の増加などが期待される。</p> <p>また、食品の誤表示問題では、都道府県の権限強化に係る景品表示法の改正が実現したことにより、現場に密着した効果的な業者指導が可能となり、消費者にとって、分かりやすく適正な食品表示につながる。</p>		
担当課 関連サイト	徳島県政策創造部総合政策課 <a href="http://www.pref.tokushima.jp/zokusei/seisakuteigen/">http://www.pref.tokushima.jp/zokusei/seisakuteigen/</a>		